

2020年6月2日
2021年3月19日 更新
一般社団法人日本女子サッカーリーグ

日本女子サッカーリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

【はじめに】

本ガイドラインは、一般社団法人日本女子サッカーリーグ（以下リーグ）が公益財団法人日本スポーツ協会からの「[スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン](#)」、また一般社団法人日本野球機構（NPB）と公益社団法人日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）が設立した「新型コロナウイルス対策連絡会議」において、2020年3月12日に示された『[提言](#)』に基づき考案、「新型コロナウイルス感染症対策」の指針とするものです。

今後、感染状況の変化、政府の対策、都道府県の方針に従うことが大前提であり、状況の変化に応じて、更新いたします。

本ガイドライン監修（敬称略）

北海道大学病院 感染制御部 部長 石黒 信久

【基本方針】

新型コロナウイルス対策について安全対策の基本方針は、リーグに関わる全ての関係者と共有する。

- 政府の国家的な課題として感染防止に取り組む強い姿勢表明を重く受け止めて協力すること
- 関係者のすべてが、国民の健康のもとに成り立つことを認識し、感染拡大防止に努めること
- 選手は常に感染防止と自己管理に努め、選手に関わる全ての関係者の管理も行うこと
- 発症、感染拡大の原因になった場合には、自身だけでなくチーム、またリーグへの影響にとどまらず、
その他スポーツイベント全般にまで影響を及ぼすことを認識することが重要となります
- リーグは本ガイドラインを公式メディアに公表し、チームは本ガイドラインを遵守した活動を公式メディアなどに
公表し、感染対策を広く訴求する

新型コロナウイルス感染症対策は、「個人防衛」「集団防衛」「社会防衛」の3つの見地から考える必要があります。選手・スタッフ等が咳、発熱、倦怠感などの症状を認めた場合には休むこと、そしてクラブに報告する勇気を持つこと。ファン・サポーターの皆様にも観戦にあたって、咳、発熱、倦怠感などの症状を認めた場合にはスタジアムには行かない、という文化を醸成することです。

リーグは選手、スタッフを守る、ファン・サポーターを守る、日本のスポーツ文化を守るという視点から、新型コロナウイルス感染症に対する対策・対応を考えていくことが重要と考えます。

1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）とは？

- [厚生労働省：「新型コロナウイルス」とは、どのようなウイルスですか](#)
- [厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）](#) ※もっと知りたい方へのお薦め
- [厚生労働省：『新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第 3 版』](#)

定義

● 感染者

P C R 検査で陽性反応の結果が出て、新型コロナウイルス感染症が確認された者

● 感染の疑いがある人

新型コロナウイルス感染症の症状やそれを指し示す症状がある人
また濃厚接触後に検査結果を待っている状態の人

● 濃厚接触とはどのようなことでしょうか？

[厚生労働省：新型コロナウイルス Q&A「新型コロナウイルス感染症の予防法」問 3](#)

国立感染症研究所感染症疫学センター：[濃厚接触者の定義変更等に関する Q&A](#)（2020 年 4 月 22 日）

2. 感染を予防する

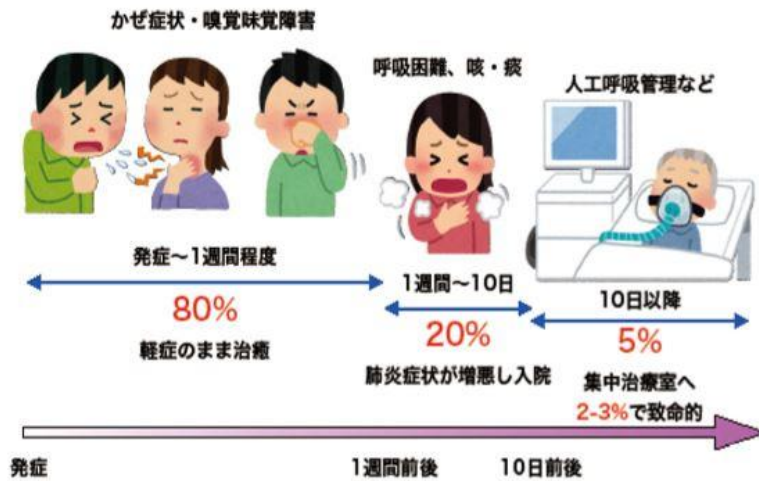
自分の健康を守る行動をとりましょう

選手、チームスタッフ、クラブスタッフ、試合運営に携わるすべての皆さま、ファン・サポーターの皆さま、
そのご家族一人一人が、新型コロナウイルスの特性を理解し、自らの健康を守る行動を取ってください。

（1）新型コロナウイルス感染症の感染時期

新型コロナウイルス感染症は、発症の 2 日程度前、すなわち症状のない時期から感染性があることが明らかになっています。従って、症状がない場合でもマスク着用や手指衛生による感染防止策が必要です。また症状が軽快した後も長期間 P C R 検査で陽性が持続する場合や、一旦陰性化した後に再度症状とともに陽性化することも報告されています。一度感染した場合の復帰については、慎重な判断が求められます。

図 2-1 新型コロナウイルス感染症の経過



*中国における約4万症例の解析結果を参考に作成 (Wu, JAMA 2020)。年齢や基礎疾患などによって、重症化リスクは異なる点に注意。

イラスト出典：『[新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第3版](#)』、p.9

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染経路と要因について

新型コロナウイルス感染症の感染経路は大きく2つとされています。

- 感染経路1：飛沫感染（咳、くしゃみ、おしゃべりによる感染）
- 感染経路2：接触感染（手指などを介して感染）

ウイルスが含まれる「飛沫」は、咳やくしゃみのみならず、おしゃべりによっても排出されます。

①換気の悪い密閉空間、②多数の人が多く集まる環境、③近距離での会話といった3条件が重なる状況では、特に感染するリスクが高くなります。

また咳やくしゃみ、おしゃべりで環境に排出されたウイルスは、テーブルなど環境表面に付着し、一定期間生存しています。汚染した環境に触れた手指などを介して、ウイルスが粘膜（口、鼻、眼など）から侵入することにより感染が成立します。

(3) 2つの感染経路と感染3要因に配慮しましょう

以下の3つ（感染3要因）が同時に重なった場で、より多くの人々が感染しています。

- ①密閉：空気換気が悪い。
- ②密集：多くの人々が密集
- ③密接：近距離での会話や発声がおこなわれた

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



出典：[（2021年2月時点）新型コロナウイルス感染症の「いま」に関する11の知識（※2021年3月5日掲載（変異株の内容については3月9日更新））、p.7 抜粋](#)

寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で**常時窓開け**(窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1000ppm以下(*)を維持
*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を

『5つの場面』

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり



CO2センサー

出典：[令和2年11月11日 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について」](#)

【一般的な予防方法】

① 3つの密（密閉、密集、密接）を避ける

- 首相官邸：『[3つの密を避けるにはどうしたらよいか](#)』

② 手洗いと咳エチケット

- 首相官邸、厚生労働省：『[手洗い](#)』や『[マスクの着用を含む咳エチケット](#)』
- 厚生労働省（動画）：『[正しい手洗い方法](#)』
- 厚生労働省（動画）：『[マスクの正しいつけ方](#)』

③ 口・鼻・眼に不用意にふれない

④ 身体的距離の確保 人との間隔はできるだけ2 m（最低1 m以上）あける

⑤ 規則正しい生活とバランスの取れた食事

⑥ 毎日の体調記録・行動記録の作成

⑦ 『[新しい生活様式](#)』（[専門家会議が2020/5/4に提言](#)）の実践

※長期間にわたって感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に日常生活に定着させ、持続させなければなりません。それを「新しい生活様式」と呼ぶこととします。

⑧ テレワークや会議のオンラインでの実施を推奨する

（４）感染を注意すべき関係者

- トップチーム・アカデミーチーム：選手、チームスタッフ、およびその家族・同居人
- スクール：スクール生、普及コーチ、およびその家族・同居人
- スタッフ：フロントスタッフ、およびその家族・同居人
- スタジアム（競技場）やトレーニング施設の職員、出入りする業者
- 試合運営に関わるボランティア、警備・販売スタッフ
- チームバス運転手
- メディア
- ファン・サポーター

※選手本人だけでなく、選手と頻繁に接する方々も同様の対応が必要です。

（５）サッカー関係者に特徴的な感染リスク要因

- 自宅、仕事先、学校、クラブハウス等への移動
- クラブハウス内
- 過酷なトレーニングと緊張
- 食事、体重、スケジュールの管理
- 集団での移動（遠征、飛行機、バスなど）
- 人ごみの中でのファンサービス

3. 感染予防対策

(1) 対象範囲

トップチームの選手およびチームスタッフは、毎日の健康チェックと行動記録を必ず実行してください。

(2) 毎日の体調チェック

コロナウイルス感染の兆候がないか、モニタリングします。

| | | |
|----------|---|------------|
| ①体温測定 | 毎日、決まった時間での体温記録 | 起床直後、就寝前など |
| ②問診表チェック | 咳、頭痛、体のだるさ、喉の痛み、 食欲低下の有無、睡眠時間など | |
| ③データの管理 | 全員のデータを毎日モニタリングしてください。 チーム Dr.やトレーナーと連携してください。 | クラブに担当者をおく |

(3) 毎日の行動記録（仕事先、学校、食事などで向いた場所・同行者などの記録）

感染者、濃厚接触者が出たときに、どの範囲で自主隔離するか素早く、正確に判断するため、毎日の行動記録が必要です。

感染拡大防止のための打ち手を素早く講じるために、重要な情報となります。

(4) 手指衛生の励行

- 手洗いは 30 秒程度をかけて水と石鹸で丁寧に洗うこと。合わせて消毒用アルコール剤の使用も推奨



※イラスト出典：厚生労働省 HP より

(5) マスクの着用

- 外出時、屋内にいるときや会話するときは、症状がなくてもマスクを着用すること

(6) 身体的距離の確保

- 人との間隔はできるだけ 2 m（最低 1 m以上）あけること

(7) できるだけ人ごみを避ける

- やむを得ず人ごみに入る場合には必ずマスクを着用

(8) 安全な移動

- 不要不急の移動は避ける
- 公共交通機関を使用する際には込み合う時間帯を避ける
- 移動中もマスクを常時着用し、出発ならびに到着時に手指衛生をおこなう
- バスなどでの移動時の換気、空間遮断による濃厚接触の回避
- 遠征先での外出・外食など不特定多数との接触の機会は避ける

(9) 施設の空調・換気状態の把握と可能な対策

- 各施設の空調・換気の状態の把握と給気能力の増強や加湿
- 空気のおよみを最小限とするよう換気・空調システムの見直し
- ミーティング、打ち合わせなどはなるべく屋外でおこなう
- 乾燥する場面では湿度 40%以上を目安に加湿

(10) ロッカー室、シャワー室、ベンチなどでの濃厚接触の回避

- ロッカー室、シャワー室等の時間差利用、可能な限りできるだけ 2m（最低 1m）以上の「人」と「人」間隔が取れるよう配慮するなどの空間遮断など
- 感染リスクを下げるため、チームを守るためにポジションが同じ選手が可能な限り行動を共にしないなどの工夫は有効となる可能性がある

(11) ロッカー室、シャワー室、ベンチ、トイレなどにおける環境消毒とタオルなどのリネン管理の徹底

- 高頻度接触面に対して消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて環境消毒をおこなう
- タオルなどのリネンの共有は避ける。トイレなどの手拭きはペーパータオルを使用する
- チーム専用トイレ個室に便座クリーナーまたはアルコール消毒スプレーを配備。利用者には毎回の使用を呼びかけ

※参考：[新型コロナウイルス感染症に関する清掃・消毒について（東京都感染症情報センター）](#)

(12) 選手、チーム関係者、家族に対する教育・啓発と意識改革

- マスクを使用する際のつけ方、外し方、交換のタイミング、手指衛生を学ぶ（指導する）
- チーム関係者以外の方への協力要請（運転手、報道陣など）
- 人ごみに入るなど濃厚接触が生じた場合の記録（主なものを報告、あるいは日記）
- 選手を含めたスタッフの行動記録の記載
- 感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。
 - ①厚生労働省：[「人との接触を8割減らす10ポイント」](#)
 - ②『[新しい生活様式](#)』の実践例」などを周知するとともに、行動管理を徹底する。
（例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避）
- 過去 14 日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者と濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する
- ユニフォームや衣服のこまめな洗濯

(13) リーグ全体での情報共有体制

- 体調不良者に関する情報共有による危機察知体制の構築

(14) チームドクターおよびチーム関連医療機関の選定と連携体制の確認

- 疑い症例が出た場合の対応マニュアルの準備
- 指定医療機関との連携体制の確認
- PCR検査などの迅速な対応の準備

(15) スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について

- [公益財団法人日本スポーツ協会 HP](#) および [リーフレット](#)

(16) ごみを捨てる場合について

- 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗う

4. 選手および家族も含めたチーム関係者に疑い例が出た場合の対応

(1) 以下の場合にはチームから離れ、チームドクターと相談のうえ、以下のような対応をおこなう。

- 厚生労働省：[新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安](#)

- ①チームドクターに報告
- ②濃厚接触者の洗い出し
 - 濃厚接触者の抽出および集団発生に対するリスク管理
- ③PCR検査および医療機関受診対象者の確認
 - 健康チェック表、自覚症状の確認のうえ、PCR検査検体の採取
- ④マスク対応
 - 各クラブ関係者およびチームドクター、リーグによるリリース等への対応
- ⑤選手およびスタッフのPCR検査の結果、陽性反応がでた場合の補償の見直し
 - 感染に関する体調異常を報告しやすくするためのルール作りとルールを確認

5. 選手および家族も含めたチーム関係者にPCR検査の結果、陽性反応が出た場合の対応

- ①チームドクターへ相談
 - 濃厚接触者の抽出、および集団感染に関するリスク管理
- ②医療機関受信の対象者の確認
 - 健康チェック表、自覚症状の確認の上、医療機関受診対象者の確認（チームドクターなど）
- ③リーグと今後の方針を相談
- ④陽性反応だった本人は入院もしくは自宅療養。濃厚接触者も自宅待機
 - その他の選手やチーム関係者は原則、チームの動きに従い、チームは予定通りに活動をおこなう。

チーム全体の活動はこの時点では停止しないが、検温等の健康チェックをより厳正に実施する。
(※ただし活動継続は状況による)

⑤公表について

- 新型コロナウイルス感染症は感染症法に定める「指定感染症」です

※[感染症法](#)（国民の責務）

第四条 国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれないようにしなければならない。

- 個人名は原則非公開とします
- 感染者本人に公開の意志がある場合、これを尊重する（公表してよい）が、その場合も家族・関係者などがいわれのない扱いを受けたりするなど、多大な影響が及ぶ可能性なども十分考慮されたうえで、慎重にご判断ください
- 保健所による[積極的疫学調査](#)（同 15 条による調査）に全面的かつ速やかに協力できるように、行動記録や施設の見取り図などを、速やかに提供できるよう準備してください

6. 選手および家族も含めたチーム以外の関係者から疑いの例、陽性反応が出た場合の対応

①濃厚接触者の洗い出しは、地域保健所（行政）の指導のもとにおこなう。

- 行政との連絡調整も検討

②チームドクター、専門家チーム・アドバイザーによる濃厚接触者の抽出および集団発生に対するリスク管理

7. 試合開催における基本方針

政府、自治体の見解に従うことが重要な基準となります。緊急事態宣言が発出されている状況では中止・延期を判断するべきと考えます。また一部緩和された場合でも、特定警戒都道府県での開催は不可能であり、特定警戒都道府県以外で開催する場合にも、開催地域の感染状況や政府との協議をして判断しなければなりません。

さらに感染拡大状況に関わらず、万全の開催防止策を講じて開催しなければなりません。開催のレベル（一部制限等）の検討も必要と考え、集まる人がどの県や地方から来場するのも重要なポイントとなります。

万が一、感染者が出た場合の社会的責任はかなり大きく問われます。リーグ全体、サッカー界全体へのダメージは大きく、その活動自体も継続が困難になる場合があることを認識しております。

（1）判断基準

- ①政府および自治体の見解
- ②大会開催自治体の状況
- ③選手の状況および動向
- ④サッカー界、他のスポーツの動向
- ⑤リーグ戦全体の状況

（2）大会実施の制限

- ①大会・試合の延期・中止

- ②無観客試合（競技・中継）
 - マスコミの取材方法（メディアへの公式記録配信、取材や記者会見等はオンラインでおこなうことも検討）
 - 最低限の人数で試合を開催
- ③観客数制限（緩和された制限）
 - 入場者を収容定員の半分程度に制限する
 - 人と人との距離を十分に確保（できるだけ2 m（最低1 m））できるように入場者数を制限する
 - 観客の入場制限や座席のゾーニング（3密を回避）
 - ファンサービス中止
 - 試合前・後の選手や審判のセレモニー中止
- ④通常開催
 - 通常に開催できる判断基準を明確にする。
 - 大原則として「基本政府対策方針」に則る

8. ファン、サポーター、観客の皆様への対応

（1）サッカー観戦時に生じる感染リスク

- 不特定多数の集団が集まるマスギャザリング
- 人混みにおける不特定多数との遭遇、接触
- 試合観戦中の濃厚接触

（2）観戦に対する感染防止策

自分を守るだけでなく、多くの仲間、選手を守ることを理解の徹底

- ① 咳・発熱・倦怠感・咽頭痛などがみられる場合には観戦をご遠慮いただく
（心臓、肺などに疾患がある場合も同様）
- ② 流行国・外務省から渡航中止勧告がでている地域から帰国した方や、その帰国した方との濃厚接触者への立ち入りを制限
- ③ 入退場時の濃厚接触を減らすための工夫（ゾーニングなど）
 - 開門時間の調整、入場前の新たな待機列の設置による入場時の混雑緩和
 - 対人距離の確保（できるだけ2 m、最低1 m）
 - 規制退場などによる退場ゲート混雑解消など
- ④ スタジアム入場時の体温チェック
 - 入場前に体温を測定し、37.5度以上の場合入場をお断りする。37.5度未満でも症状がある場合、または平熱よりも高いことが明らかな場合などは、入場をお断りする
- ⑤ スタジアム内でのマスク着用の呼びかけ
- ⑥ 観戦時の濃厚接触を減らす工夫
- ⑦ スタジアム内、コンコースの移動制限
- ⑧ 応援スタイル（鳴り物等）の変更と観客同士のハイタッチ等、接触の禁止
- ⑨ スタジアム内での食品および飲料販売の抑制
 - たとえば観客席でのビールなど飲料販売を全面的にやめる、観客席で飲料を売る販売員の数を制限する、

などといった措置によって、一定時間、マスクを着用せず飲食を続ける観客を減らす案を検討すべき。

当面の間、スタジアム内の飲食の禁止を選択する案もある。

⑩手指消毒剤の設置

- 入退場時の手指消毒の推奨

⑪接触、3密になるようなファンサービスなどのイベントを行わない

⑫マスクを着用できないため、喫煙場所を使用禁止する

⑬当面は無観客試合で開幕し、再流行時には試合延期も含めて検討

⑭試合前後において観客へH Pや場内アナウンス等で行動注意を呼び掛ける。

(例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動など)

⑮来場者へ新型コロナウイルス接触確認ソフト(COCOA)や都道府県の感染者情報受信システムに登録していただくようにアナウンスする。

- 未了者向けに案内書(QRコード等)を用意しておく

なお、携帯電話の使用を抑える場面では、接触確認ソフト(COCOA)を機能させるため、「電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすること」を推奨する

9. 観客から感染者が出た場合の対応

(1) 観客に感染例が出た場合に備えて周囲に座っていた方を特定できるような工夫

①感染者座席の周辺に座っていた観戦者を特定するための手段の確保

【指定席・年間シート席】

- 入場者がどの席に座っていたか自分で確認できるよう半券の保管を呼びかける

- 購入者が正当な手段で第三者に譲渡した場合を想定して、各クラブは譲渡先が把握できるような管理体制を構築する

【自由席・立見席】

- 席のゾーンを細分化してプラカードなどで提示。それを観客に自席をスマートフォン等のカメラで記録するよう係員が呼びかける

(2) 感染者席の公表

- クラブは感染者の座席をH P等で迅速に公表する

- クラブは周辺に着席していた観客の特定を急ぎ、注意喚起する

- クラブはH P等で感染者が発生した場合に感染者から連絡をしていただくこと。また感染者の周囲の座席の観客にはクラブから連絡をすることを掲示し周知することとする

(3) 集団発生に対するリスク管理を検討

- 専門家の先生等にアドバイスを求める

(4) マスコミ対応

- 観戦による感染リスクの評価、他の感染例の可能性などに関して専門家にアドバイスをいただく

10. ファン・サポーターとの連携・協力

リーグにはチームと選手を鼓舞し、スタジアムを盛り上げてくださるファン・サポーターの方が大勢いらっしゃいます。アウェイゲームにも合わせて各地域を移動する方も少なくありません。その多くは様々な地域の多数の観戦者と共に行うことから、感染予防の意識と行動を選手やクラブと同じレベルで共有することがとても大切になります。また報道の皆様も同様です。

つまり選手やチーム・関係者さらにはファン・サポーター、観戦者の皆様を新型コロナウイルスの感染から守るためには、関わる多くの皆様の理解と協力、さらにはクラブとの連携が不可欠であり、試合の開催を成功するカギになると思われまます。今後、来場の皆様には多くのご協力を求める案も検討対象となり、意識の共有を図ることが各クラブの重要な責務になります。

11. 公式戦の中断・延期について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

2020年 [11月末日までの催物の開催制限等について](#) (2020年9月11日)

当面11月末日までのイベント開催制限の考え方について(概要)

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。

- イベントの収容率要件及び人数上限については、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見(適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等)を踏まえ、感染防止対策と目安のあり方について見直しを行う。
- 得られた知見等を踏まえた業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合(別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」)には緩和することとし、当面11月末日まで、以下の取扱いとする方針とする。
 - ① 収容率要件については、感染リスクの少ないイベント(クラシック音楽コンサート等)については100%以内に緩和する。その他のイベント(ロックコンサート、スポーツイベント等)については50%以内とする。
 - ② 人数上限については、5,000人を超え、収容人数の50%までを可とする。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント(参加者1,000人超)の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

リーグは関係機関と連携しながら、選手ならびに関係するすべてのスタッフ、観客の皆様の安全を最優先として、公式戦の中断・延期の判断を行う必要があります。

12. 観客の入場を前提とした試合開催について

観客の入場を前提としたリーグの公式戦を開催するには、1日あたりの感染者の増加数や、感染経路が特定できない感染者の実数、そして感染者ひとりが何人に感染させたかを測る指標などのデータが安定し、地域医療事情の改善が認められること、なにより観客の皆様が安心して来場でき、純粋に試合を楽しめる状況であることが大変重要であると考えています。

リーグとしては上記ならびに地元自治体のご理解を前提に、公式戦開催の適否を判断することが望ましいと考えています。

以上の点をご考慮いただき、選手、観客、そしてサッカー文化を守る決断と実行をお願い申し上げます。

(1) イベント開催制限の緩和の目安（2020年9月19日～11月末まで）

当面11月末までのイベント開催制限の考え方について（概要） 【別紙1】

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの収容率要件及び人数上限については、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見（適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等）を踏まえ、感染防止対策と目安のあり方について見直しを行う。
- 得られた知見等を踏まえた業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」）には緩和することとし、当面11月末まで、以下の取扱いとする方針とする。
- ① 収容率要件については、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については100%以内で緩和する。その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については50%以内^(※)とする。
- ② 人数上限については、5,000人を超え、収容人数の50%までを可とする。
- 今後、一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9月19日より施行する。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

(※) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

| 時期 | | 収容率 | 人数上限 |
|----|----|----------------|--------|
| 現在 | 屋内 | 50%以内 | 5,000人 |
| | 屋外 | 十分な間隔(*できれば2m) | 5,000人 |

| 時期 | | 収容率 | 人数上限 | |
|----------|---------|---|--|--|
| 当面11月末まで | イベントの類型 | 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演奏、公演・式典、展示会 等 100%以内 (席がない場合は適切な間隔) | 大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント →詳細は次頁参照 50% ^(※) 以内 (席がない場合は十分な間隔) | ①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)。 |
| | | | | |

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例 【別紙2】

| 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例 | 大声での歓声・声援等が想定されるものの例 |
|---|---|
| 音楽 クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート | 音楽 ロックコンサート、ポップコンサート等 |
| 演劇等 現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等 | スポーツイベント サッカー、野球、大相撲等 |
| 舞踊 バレエ、現代舞踊、民族舞踊等 | 公営競技 競馬、競輪、競艇、オートレース |
| 伝統芸能 雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等 | 公演 キャラクターショー、親子会公演等 |
| 芸能・演芸 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等 | ライブハウス・ナイトクラブ ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント |
| 公演・式典 各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式等 | ※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ |
| 展示会 各種展示会、商談会、各種ショー | |
| ※映画館、美術館、博物館、動物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ | |

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

※日本女子サッカーリーグは「大声での歓声、声援等が想定されるもの」に該当する

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

【別紙3】

○ 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- ・ 消毒の徹底（感染リスクの拡散防止）
- ・ マスク着用の担保（感染リスクの拡散防止）
マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保
- ・ 参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（検温の実施、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等）
- ・ 参加者の把握（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に連絡先を確実に把握することや、接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスのダウンロード促進等の具体的措置を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- ・ 大声を出さないことの担保（大声の抑止）
大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備（人員を配置する等）
スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
- ・ 密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や十分な換気
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
- ・ 演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- ・ 催物前後の行動管理（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起、可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進

※催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

感染防止のチェックリスト

【別紙4】

| (1) 徹底した感染防止等（収容率100%で開催するための前提） | |
|----------------------------------|--|
| ① マスク着用の担保 | ・マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布 |
| ② 大声を出さないことの担保 | ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m） |
| (2) 基本的な感染防止等 | |
| ③ ①～②の奨励 | ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） |
| ④ 手洗 | ・こまめな手洗の奨励 |
| ⑤ 消毒 | ・主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒 |
| ⑥ 換気 | ・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気 |
| ⑦ 密集の回避 | ・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 |
| ⑧ 飲食の制限 | ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 |
| ⑨ 参加者の制限 | ・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 |
| ⑩ 参加者の把握 | ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 |
| ⑪ 催物前後の行動管理 | ・イベント前後の感染防止の注意喚起 |
| (3) イベント開催の共通の前提 | |
| ⑫ 入退場やエリア内の行動管理 | ・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可 |
| ⑬ 地域の感染状況に応じた対応 | ・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応 |

（※）本年7月17日付け事務連絡において、関係省庁を通じて上記対策を記載するよう業種別ガイドラインの改訂を依頼

コンサート・演劇・スポーツイベント等の収容率（目安）

【別紙5】

- 当面11月末まで、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に100%以内の収容を可能とする。それ以外の場合、異なるグループ（又は個人）間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、収容率は50%を超えることとなる。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者が「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、座席等により参加者の位置が固定される他の施設（映画館等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

| コンサート・演劇・スポーツイベント等 | | | | | |
|--|---|----------|---------------------------------|--|---|
| イベントの性質 | <ul style="list-style-type: none"> ・入退場や区域内の適切な行動確保が可（区域が限定） ・参加者の位置が固定（座席や立ち位置固定） | | | | |
| 想定されるイベント及び収容率等 | <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">【100%以内】</td> <td style="text-align: center;">【当面11月末まで50%^(※)以内】</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 </td> </tr> </table> | 【100%以内】 | 【当面11月末まで50% ^(※) 以内】 | <ul style="list-style-type: none"> ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典等 | <ul style="list-style-type: none"> ・大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 |
| 【100%以内】 | 【当面11月末まで50% ^(※) 以内】 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典等 | <ul style="list-style-type: none"> ・大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 | | | | |
| 100%開催の具体的要件 | <p>次のいずれにも該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。 ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。 ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。 | | | | |

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5名以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

展示会・お祭り・野外フェス等の収容率（目安）

【別紙6】

- 当面11月末まで、入場者に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に人と人が接触しない範囲で収容率を100%以内とすることを認める。それ以外の場合、当分の間、収容率を50%以内、又は十分な人と人との間隔を要する。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、参加者が自由に移動できる他の施設（美術館、博物館、動植物園、遊園地等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

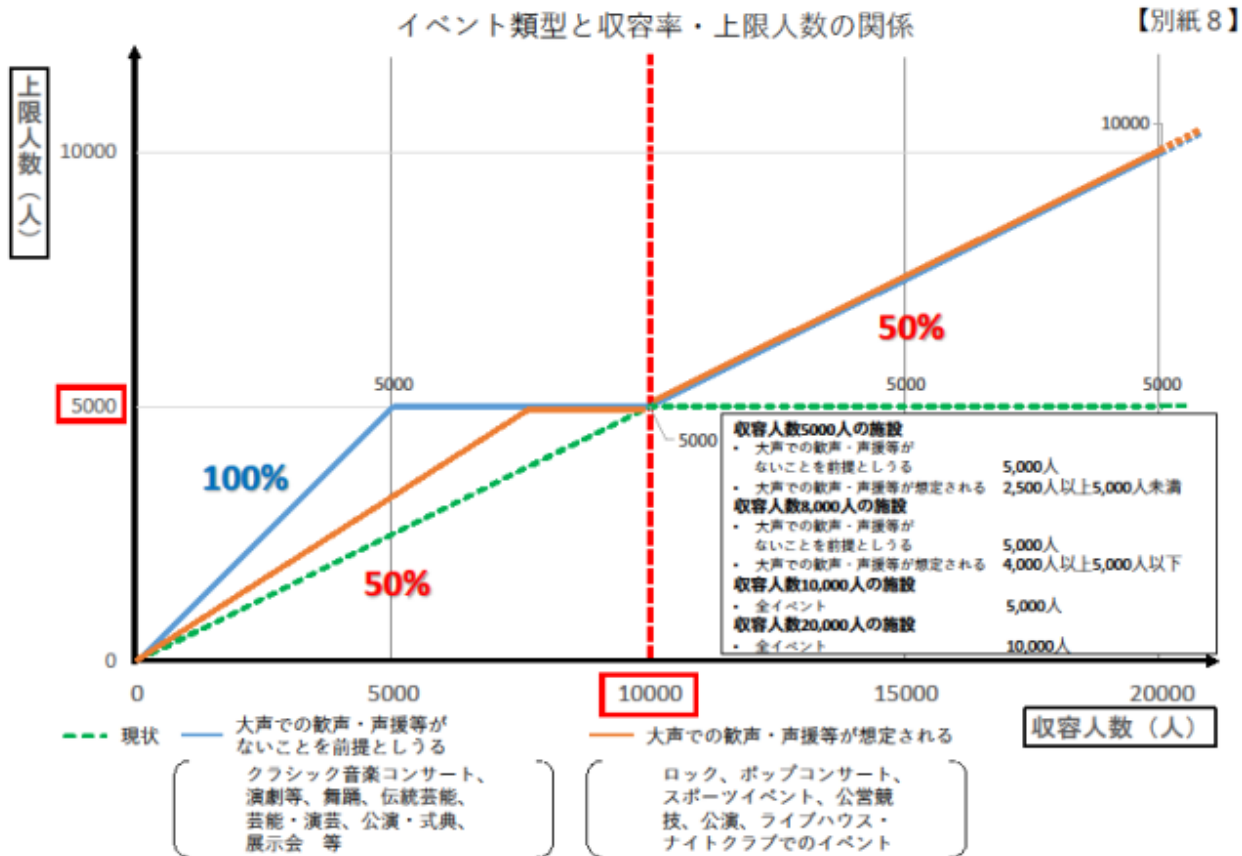
| | 展示会、地域の行事等 | 全国的・広域的なお祭り・野外フェス等 |
|--------------|---|--|
| イベントの性質 | <ul style="list-style-type: none"> 入退場や区域内の適切な行動確保が可能 参加者が自由に移動できる 名簿等で参加者の把握が可能 | <ul style="list-style-type: none"> 入退場や区域内の適切な行動確保が困難 参加者が自由に移動できる 名簿等で参加者を把握困難 |
| 想定されるイベント（例） | <ul style="list-style-type: none"> 展示会（人数等を管理できるイベント） 地域の行事 | <ul style="list-style-type: none"> 全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等 |
| 開催要件 | <ul style="list-style-type: none"> 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。 それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。 | <ul style="list-style-type: none"> 当分の間、十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。 |

イベントの人数上限の目安（目安）

【別紙7】

- イベントにおける感染リスクは、イベント開催中に加え、その前後（入退場時、トイレ、売店、イベント前後の会食・交通機関の利用等）にも存在。こうした感染リスクは、ある人数（例えば、5,000人）を境に突然増大するものではなく、参加人数が増えるにつれて連続的に増加するものと考えられる。
- 具体的には、段階的に人数上限を引き上げることとする中で、感染状況に応じた対応が可能になると考えられる。通常は共有部（入退場時の通路やトイレ等）のキャパシティが収容人数を踏まえて設計されていると考えられることを踏まえ、基本的な感染防止策の徹底及び「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことを前提に、人数上限は、当面11月末まで、収容人数の50%（収容人数10,000人以下のときは、5,000人）として上限を設定する。また、12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- また、全国的又は広域的な人の移動が見込まれる祭り等や参加者の把握が困難なイベント等については、クラスター対策が困難であることから、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促す。

| | コンサート・演劇・スポーツイベント等 | 展示会・地域の行事等 | 全国的・広域的なお祭り等 |
|------|---|------------|--------------|
| 人数上限 | <ul style="list-style-type: none"> ①収容人数が10,000人を超える場合：収容人数の50% ②収容人数が10,000人以下の場合：5,000人 | | 慎重な判断 |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。 大規模イベント（参加者1,000人超）の主催者は、人数について都道府県と相談。なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。 人数上限等は、今後の感染状況やエビデンスの確認により随時見直し。 | | |



(2) 入場人数の制限の考え方

- ① 2020年9月19日から11月末まで、感染対策上の要件を満たすことで、5,000人を超え入場可能数の50%までの入場者が可能となる（前項の政府資料を参照）
- ② チームは地域の感染状況、スタジアムおよび競技場の形状や特性、感染予防対策の実情等を踏まえ、自治体と相談のうえ、入場可能数を設定すること。なお、5,000人を超える入場可能数に設定する場合は、事前にリーグへ報告すること。
- ③ ただし、リーグはこれまで通り、社会的距離を確保したうえで開放する観客席の50%以内で、ビジター席の設置を可とする。

(3) 上限拡大の前提となる感染防止策

前項の政府資料【別紙 3】を徹底することが制限緩和の前提となる。なかでもサッカー興業の特性より、感染予防策の例を参考に、下記①～⑧を確実に実行する。

| 密回避ポイント | 感染防止策の例 |
|----------------|---|
| ①アクセスや居酒屋での密回避 | ○ 交通会社と協議。来場数予測をもとに、駅やバス停の混雑緩和、また増便などについて協議する。列車やバスの換気、マスク着用呼びかけるなどを確認する。 |
| | ○ 観客に時差来場を呼びかける。また多様な交通手段での来場を呼びかける。 |

| | |
|----------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警備会社と協力して、主要駅からのスタジアムの間、密回避・マスク着用などを呼びかける。 ○ 居酒屋：商店街と、来場予測を共有。安全に飲食店などを利用していただくための告知など、対策について協議する ○ サポーターグループと協議し、注意すべきポイントを共有。サポーター同士の感染予防行動を惹起する ○ 警察：来場予測を共有し、警備計画を報告。混雑防止へのアドバイスを受ける。 |
| ②スタジアム入場時の密回避 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 待機場所をマーキングして距離を保つ ○ 来場者に応じてレーンを増減させ、待機列を分散させる ○ 席種別に入場時間を分ける（含む、年間チケット保有者やファンクラブの優先入場。また 30 分間隔で、エリア指定入場など） ○ 自由席のお客様は抽選で、入場時間帯を決める ○ 体温計測機を増設して、スピードアップ ○ 選手バス周りの滞留を防ぐ |
| ③スタジアム退場の密回避 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 試合終了時、一斉退場にならないよう、場内放送や大型映像で呼びかける ○ 退場時は使用するゲートを増やし、ルートを選択股を増やす ○ 選手インタビューを場内に提供することで、時差退場を促す ○ 席種（エリア）毎の時差退場を実施 ○ 試合終了後、スタジアム外周での飲食サービスを提供するなどタイミングをずらす ○ 選手バスまわりの滞留を防ぐ |
| ④トイレの密回避 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 待機場所をマーキングして距離を保つ ○ 注意喚起のためのスタッフを配置 ○ （一社）日本トイレ協会の平均トイレ占有時間（小用で男性 31.7 秒、女性 93 秒）をもとに、混雑度合いを予測 ○ クラブとして平均占有率を計測している（ハーフタイム時男性 1 分、女性 5 分。待ち時間を含む） |
| ⑤売店の密回避 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 待機場所をマーキングして距離を保つ ○ 列誘導、注意喚起のスタッフを配置する ○ 狭い場所（コンコースなど）への出店を取りやめる ○ グッズ売店（テント内）に入るお客様を制限（5 人以下、3～4 組程度、など） |
| ⑥試合中の観客の行動への介入 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の観戦ルール・マナー違反への対応を、マスク未着用、ひどい声出し、指定された席に着席しないなどの感染リスクを伴うお客様にも適応する ○ 場内アナウンス、大型映像を使った対処 |
| ⑦接触確認ソフト | <ul style="list-style-type: none"> ○ 公式サイト、SNS の活用 |

| | |
|-------------------|-------------------------------------|
| (COCOA など)利用の呼びかけ | ○ 来場時の声掛け、貼り紙（2次元バーコード提供を含む） |
| ⑧その他 | ○ 場内に協力呼びかけの貼り紙を多く貼る。スタッフからの声掛けも増やす |
| | ○ SNSを活用して、密をさけるよう呼びかける |
| | ○ 試合ごとに、この試合で感染者を出さないことを、全スタッフで共有 |
| | ○ 使用しない座席に帰省テープなどを貼って、わかりやすくする |
| | ○ ガイドラインをもとにチェック用紙を作り、漏れがないようにする |
| | ○ 手指消毒の設置増 |
| | ○ スタッフの配置を決めて、試合前から巡回 |

※2021年3月18日現在

〈緊急事態宣言対象区域におけるイベント開催制限〉

- 対象区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- 対象期間：2021年3月21日まで

- ・人数上限：5,000人、かつ、開放観客数50%以下
- ※周囲との間隔 前後左右1席以上の間隔を空ける。
(できるだけ2m、最低1m)
- ・イベント開催時刻：20時までの営業時間短縮の働きかけ
- ・酒類の提供：11時～19時まで

・今回の緊急事態宣言およびその延長に伴い、緊急事態宣言対象区域に指定された都道府県で開催する試合については、政府より通達されたイベント開催制限に則り、試合を開催する。

・今回の緊急事態宣言は、全国一律に県境をまたぐ移動制限を要請するものではないため、ホームが緊急事態宣言対象区域以外かつアウェイが緊急事態宣言対象区域の場合においては、ビジター席を設置することも検討したが、緊急事態宣言対象区域の自治体（独自の緊急事態宣言を発出している都道府県含む）より、県境をまたぐ移動制限の要請が出されている都道府県もあることから、ホームもしくはアウェイチームが緊急事態宣言対象区域の場合においては、ビジター席の設置なしとすることで、緊急事態宣言区域への人の移動および緊急事態宣言区域からの人の移動による感染拡大を防止する。

緊急事態：緊急事態宣言対象区域、 **緊急事態以外**：緊急事態宣言対象区域以外

| | ホーム | アウェイ | プロトコル | 人数制限 | ビジター席 | キックオフ時刻 | アルコール販売 | 考え方 |
|---|------------|----------------------------|-------|---------------------------------|-------|------------------|--------------|--|
| ① | 緊急事態 | 緊急事態 もしくは 緊急事態 以外 | 厳戒態勢 | 5,000人 かつ 開放観客席 の50%以下 | 設置なし | 18時以前 (20時終了) | 可 (19時まで) | ・緊急事態宣言区域での試合 →人数上限5,000人、かつ開放観客席の50%以下 ・緊急事態宣言区域への人の移動による感染拡大防止 ・ホーム側の観客席確保 →ビジター席の設置なし |
| ② | 緊急事態 以外 | 緊急事態 | 厳戒態勢 | 開放観客席 の50%以下 | 設置なし | 自治体の 要請に準拠 | 可 | ・緊急事態宣言区域以外での試合における収益確保 →人数上限 開放観客席の50%以下 ・緊急事態宣言区域からの人の移動による感染拡大防止 →ビジター席の設置なし |
| ③ | 緊急事態 以外 | 緊急事態 以外 | 厳戒態勢 | 開放観客席 の50%以下 | 設置あり | — | 可 | 緊急事態宣言区域外での試合における収益確保 →開放観客席の50%以下 |

- ・緊急事態宣言対象区域であっても自治体からより厳しい要請があった場合、上記より厳しい条件とすることも可能
- ・緊急事態宣言対象区域以外であっても自治体が独自の緊急事態宣言を出している場合においては、緊急事態宣言区域に準ずる条件とすることも可能
- ・緊急事態宣言区域が解除された都道府県のイベント開催制限は、自治体との協議のうえ、段階的に緩和

13. 制限付きの試合開催について

今後も感染状況に応じ、政府や自治体の方針、専門家の見解等により適用が変更される場合がある。

制限の考え方

| リモートマッチ（無観客試合） | 厳戒態勢時（制限あり） |
|---|--|
| <p>2020/7/18～</p> <p>政府の方針に則る</p> <p>※今後の感染状況により変更の可能性あります。</p> | <p>2021/3/27～</p> <p>政府の方針に則る</p> <p>※今後の感染状況により変更の可能性あります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 周囲との間隔 前後左右 1 席以上の間隔を空ける。 （できるだけ 2 m、最低 1 m） 2. 上限は開放する観客席の 50%以内とする。 3. 席割はチームにて決定する。 4. ビジター席を設置する。ただし、ホームチームまたはビジターチームが緊急事態宣言区域にある場合は、設置をなしとする。 <p>※チームは上記開催条件につき、あらかじめ自治体の了解を得る</p> <p>※入場可能数の上限には未就学児童、車いす席の付添人も含める</p> <p>※立ち見席、芝生席は、上記ルールに準じることを条件に設置可とする</p> <p>※総合案内所は感染対策（マスク着用義務。フェイスシールド着用と、スタッフとお客様の間のビニールについてはチーム判断）をしたうえで、設置可とする。</p> <p>※入場時の体温測定で 37.5 度以上の発熱や、また 37.5 度未満であっても症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合、入場をお断りすることを、チケット代金などの扱いを含めてチケット販売時の規約に明記し、購入手続きの中でわかりやすく表示し、これに同意した方だけが購入へと進む手順をとる。</p> <p>またチームの公式サイトなどで適宜広報する</p> |

スタジアムのゾーニング

| リモートマッチ（無観客試合） | 厳戒態勢時 |
|--|--|
| <p>1. 目的</p> <p>(1)できるだけ来場者の人数を少なくすることで、感染リスクを抑える</p> <p>(2)ゾーン分けをしておくことで、感染者が出た場合の影響範囲を限定する</p> <p>(3)とくに選手と、チームスタッフと接触する人数を最小化する</p> <p>2. 3つのゾーン分け</p> <p>互いの接触を避ける動線管理をおこなう</p> <p>(1)ゾーン1：競技関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピッチおよびピッチ周辺（テクニカルエリアを含む） ・選手入場口 ・選手および審判員の更衣室 <p>(2)ゾーン2：運営、メディア関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営諸室 ・記者席を含むスタンド <p>(3)ゾーン3：スタジアム外縁（指定管理エリア）</p> <p>3. ゾーン毎の来場者と、来場人数</p> <p>(1)別途定める</p> <p>(2)「ゾーン1：競技関連」への来場者は、を限定する</p> <p>4. 来場をご遠慮いただく方</p> <p>(1)ファン、サポーター</p> <p>(2)来賓</p> <p>(3)パートナー、スポンサー企業</p> <p>(4)マスコット</p> <p>(5)選手、関係者の家族</p> <p>(6)選手仲介人、代理人、マネージメント</p> <p>(7)サプライヤー</p> <p>(8)他クラブのスカウティングスタッフ</p> <p>(9)その他、上記のゾーン別計画に規定されていない方</p> <p>・ただし、ホームクラブのベンチ外選手が来場し、ゾーン2に留まることは認められる</p> | <p>1. 目的</p> <p>(1)できるだけ来場者の人数を少なくすることで、感染リスクを抑える</p> <p>(2)ゾーン分けをしておくことで、感染者が出た場合の影響範囲を限定する</p> <p>(3)とくに選手と、チームスタッフと接触する人数を最小化する</p> <p>2. 3つのゾーン分け</p> <p>互いの接触を避ける動線管理をおこなう</p> <p>(1)ゾーン1：競技関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピッチおよびピッチ周辺（テクニカルエリアを含む） ・選手入場口 ・選手および審判員の更衣室 <p>(2)ゾーン2：運営、メディア関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営諸室 ・記者席を含むスタンド <p>(3)ゾーン3：スタジアム外縁（指定管理エリア）</p> <p>3. ゾーン毎の来場者と、来場人数</p> <p>(1)上限人数は設けない</p> <p>(2)「ゾーン1：競技関連」への来場者は、最小限になるようにする</p> <p>4. 「ゾーン1：競技関連」へのアクセスをご遠慮いただく方</p> <p>(1)選手、関係者の家族</p> <p>(2)選手仲介人、代理人、マネージメント</p> <p>(3)サプライヤー</p> |

5. JFA、47FA、リーグ関係者

来場をする場合は、試合の1週間前までに、ホームチームとリーグに届け出ることとする

- (1)JFA 代表チームスタッフ、および審判インストラクターは来場を認められる
- (2)JFA、リーグ役職員は、試合運営上の役割がある場合に限る、来場を認められる。
- (3)47FA の役職員は、試合運営上の役割がある場合に限る、来場を認められる。

6. ホームチームは予め、来場者の一覧を作成し、当日の管理に役立てる

- (1)来場時刻を記録をする
- (2)感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく。その際、個人情報適切に管理する

5. JFA、47FA、リーグ関係者

来場をする場合は、試合の1週間前までに、ホームチームとリーグに届け出ることとする

- (1)JFA 代表チームスタッフ、および審判インストラクターは来場を認められる
- (2)JFA、リーグ役職員は、試合運営上の役割がある場合に限る、来場を認められる。
- (3)47FA の役職員は、試合運営上の役割がある場合に限る、来場を認められる。

6. ホームチームは予め、来場者の一覧を作成し、当日の管理に役立てる

- (1)来場時刻を記録する
- (2)感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく。その際、個人情報適切に管理する

会場運営

| リモートマッチ（無観客試合） | 厳戒態勢時 |
|--|--|
| <p>1. 来場者全員に求められること</p> <p>(1)無理な来場は、勇気をもって見合わせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体調がよくない場合 （例：発熱、咳、のどの痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または該当在住者との濃厚接触がある場合 <p>(2)握手、抱擁などはおこなわない</p> <p>(3)社会的距離（できるだけ 2 m、最低 1 m）を確保する</p> <p>(4)マスクを着用する（プレー中の選手等を除く）</p> <p>(5)手洗い、手指消毒をこまめにおこなう</p> <p>2. 感染対策責任者の設置</p> <p>(1)チームは試合開催時の感染対策に関する責任者を指名し、リーグに届け出る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロトコルが実行されているか確認し、改善を要する場合、その旨を指示する | <p>1. 来場者全員に求められること</p> <p>(1)無理な来場は、勇気をもって見合わせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体調がよくない場合 （例：発熱、咳、のどの痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または該当在住者との濃厚接触がある場合 <p>(2)握手、抱擁などはおこなわない</p> <p>(3)社会的距離（できるだけ 2 m、最低 1 m）を確保する</p> <p>(4)マスクを着用する（プレー中の選手等を除く）</p> <p>(5)手洗い、手指消毒をこまめにおこなう</p> <p>2. 感染対策責任者の設置</p> <p>(1)チームは試合開催時の感染対策に関する責任者を指名し、リーグに届け出る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロトコルが実行されているか確認し、改善を要する場合、その旨を指示する |

3. スタジアムの衛生管理

- (1)使用するすべての部屋に消毒液を設定する
- (2)トイレには、手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。また手洗い場には石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意する（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにする。）
- (3)チーム到着前に、チームが使用する予定の場所すべてを消毒する。更衣室は試合の前半にもう一度消毒する
- (4)ドアはできるだけ開けたままとする。ドアノブに触れる頻度を下げため

4. スタジアムへの入退場の管理（関係者）

- (1)スタジアムのすべての入口で入退場チェックをおこなう
 - ・入口は適正に設置。
- 例) 選手以外は1か所に限定し、管理を徹底する
- (2)入場前に体温を測定し、37.5度以上の発熱や、37.5度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場不可とする
 - ・体温測定済みの方を識別する方法を工夫する
 - ・または再入場の際も体温を測定する
- (3)来場者名簿を利用して、来場時刻を管理する
- (4)ホームチームは来場者向けの「確認書」の運用をする
 - ・直近2週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面等でおこなう。
- (5)すべての入口に手指消毒液を設置する
- (6)来場者が接触確認ソフト（COCOA）や都道府県の感染者情報受信システムをダウンロード済であることを確認する
 - ・未了者向けに、QRコード入りの案内書を用意しておく

5. スタジアム入場の管理（ファン、サポーター）

項目なし

3. スタジアムの衛生管理

- (1)使用するすべての部屋に消毒液を設定する
- (2)トイレには、手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。また手洗い場には石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意する（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにする。）
- (3)チーム到着前に、チームが使用予定の場所すべてを消毒する。更衣室は試合の前半にもう一度消毒する
- (4)ドアはできるだけ開けたままとする。ドアノブに触れる頻度を下げため

4. スタジアムへの入退場の管理（関係者）

- (1)スタジアムのすべての入口で入退場チェックをおこなう
 - ・入口は適正に設置。
 - 例) 選手以外は1か所に限定し、管理を徹底する
 - (2)入場前に体温を測定し、37.5度以上の発熱や、37.5度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場不可とする
 - ・体温測定済みの方を識別する方法を工夫する
 - ・または再入場の際も体温を測定する
 - (3)来場者名簿を利用して、来場時刻を管理する
 - (4)ホームチームは来場者向けの「確認書」の運用をする
 - ・直近2週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面等でおこなう。
 - (5)すべての入口に手指消毒液を設置する
 - (6)来場者が接触確認ソフト（COCOA）や都道府県の感染者情報受信システムをダウンロード済であることを確認する
 - ・未了者向けに、QRコード入りの案内書を用意しておく
- なお、携帯電話の使用を控える場面では、接触確認ソフト（COCOA）を機能させるため、電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすることを推奨する。

5. スタジアム入場の管理（ファン、サポーター）

- (1)待機列が「密」にならないように工夫する
- 例) ブロックごとに入場時間を分ける、開門時間を早める、間隔を空けることの呼びかけ、喋らないことの呼びかけ、列に並ぶ際には、床に目印を付すことや掲示・アナウンスの

6. ゾーン毎の導線管理

- (1)ゾーン毎の動線を設定し、人と人の接触を限定する
- (2)特にチームとその他の方の接触を最小限に留めるために、ゾーン1動線の独立性に留意する

7. エアコン・ミストファン

- (1)エアコンの使用は制限しないが、換気を頻繁にすることを推奨する。飛沫を飛ばさないよう留意する
- (2)ミストファンを使用することは、マスクが濡れる可能性がある。マスクを外すような場面が出る可能性があるためであれば好ましくない

8. ビジョン、場内放送の運用

- (1)操作室に3つの密が生じないよう、最少人数での運用を工夫する
・操作室では必ずマスクを着用する
- (2)リーグの試合実施要項〔場内放送〕に定める事項は、通常通り実施する。
- (3)ホームチーム独自の告知事項等は、普段の試合と変わらず容認される。
- (4)感染予防対策のアナウンスをおこなわない

実施などにより対人距離の確保する

- (2)入場前に体温を測定し、37.5度以上の発熱や、37.5度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場不可とする
・体温測定済の方を識別する方法を工夫する。または再入場の際も体温測定する
- (3)手荷物検査はお客様に荷物を開けていただき、お客様の荷物には触らない
- (4)ゲートスタッフは券面のチェックのみを実施し、お客様にもぎっていただく
- (5)飲料の移し替えは、カップを触る前にお客様に消毒をしていただくなど、衛生管理に配慮する
- (6)お客様への配布物がある場合、不特定多数の方が触れないように管理し、定期的に手指消毒をしたスタッフが配布する

6. ゾーン毎の導線管理

- (1)ゾーン毎の動線を設定し、人と人の接触を限定する
- (2)特にチームとその他の方の接触を最小限に留めるために、ゾーン1動線の独立性に留意する

7. エアコン・ミストファン

- (1)エアコンの使用は制限しないが、換気を頻繁にすることを推奨する。飛沫を飛ばさないよう留意する
- (2)ミストファンを使用することは、マスクが濡れる可能性がある。マスクを外すような場面が出る可能性があるためであれば好ましくない

8. ビジョン、場内放送の運用

- (1)操作室に3つの密が生じないよう、最少人数での運用を工夫する
・操作室では必ずマスクを着用する
- (2)リーグの試合実施要項〔場内放送〕に定める事項は、通常通り実施する。
- (3)ホームチーム独自の告知事項等は、普段の試合と変わらず容認される。
- (4)感染予防対策のアナウンスをおこなう

9. 場内／場外販売

なし

10. 場内／場外イベント

(※前座試合、サイン会、スポンサーブース含む)

(1) イベント開催は全て禁止される

11. 喫煙場所

設置しない

12. スタジアム内外の掲出および装飾

(1) ホームチームが管理する者に限り、スタジアム内外に掲出できることとする

- ・スポンサー看板、バナー等は掲出可能
- ・「段ボールサポーター」企画等の制作物は設置可能
- ・掲出、設置等の作業は、基本的にはチームスタッフが実施すること

9. 場内／場外販売

(1) 飲食、グッズ販売は容認される。

アルコール販売は過度な飲酒とならないよう配慮したうえで、容認されるが、緊急事態宣言下の地域、

またはそれに準じる宣言が発令されている地域において、提供は 11 時から 19 時までとする。

・提供有無や提供方法はホームチームが判断する。

・提供の際は、応援マナーの遵守の呼びかけを強化する。

(2) 販売員はマスク・手袋を着用する

(3) 飛沫防止用のシートを使用する場合については、以下の点に留意すること

・火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの

近くには原則設置しないようにすること

・ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上、

必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること

・同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと

・不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること

10. 場内／場外イベント

(※前座試合、サイン会、スポンサーブース含む)

(1) イベントを開催する場合は、社会的距離

(できるだけ 2 m、最低 1 m) に十分に配慮すること

(2) マスコットの場外・コンコースでのグリーティングは不可

11. 喫煙場所

(1) 喫煙所は場所と時間制限付きで設置できる

(2) 社会的距離（できるだけ 2 m。最低 1 m）に十分に配慮すること

| | |
|---|---|
| <p>(2)ファン・サポーターによる応援幕の掲出は、制作・受け渡し時等における感染防止の視点から、クラブが預かって掲出することを含めて、おこなわないとする</p> | <p>1 3. 退場時（ファン・サポーター向け）</p> <p>(1)「密」にならないように工夫する</p> <p>例) 時差退場、場内アナウンスによる呼びかけ</p> <p>※座席別に退場するようにアナウンスで誘導する</p> |
|---|---|

来賓対応

| リモートマッチ（無観客試合） | 厳戒態勢時 |
|-----------------------------|--|
| <p>1. 来場をご遠慮いただく</p> | <p>1. 来場者全員に求められること</p> <p>(1)無理な来場は、勇気をもって見合わせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体調がよくない場合 （例：発熱、咳、のどの痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または該当在住者との濃厚接触がある場合 <p>(2)握手、抱擁などはおこなわない</p> <p>(3)社会的距離（できるだけ 2 m、最低 1 m）を確保する</p> <p>(4)マスクを着用する</p> <p>(5)手洗い、手指消毒をこまめにおこなう</p> <p>2. ホームチームは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる</p> <p>(1)来場を記録する</p> <p>(2)感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく</p> <p>3. ケータリング</p> <p>(1)ビュッフェ式の食事提供はおこなわない。食事を提供する場合は、ランチボックス形式とする</p> <p>(2)ドリンク提供ははサーブするスタッフを配置する。もしくはペットボトルで提供する（アルコールの提供も過度な飲酒とならないよう配慮した上で、</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>容認されるが、緊急事態宣言下の地域またはそれに準じる宣言が発令されている地域において提供は 11時から19時までとする)</p> <p>4. 貸し出し物</p> <p>(1)ブランケット等の防寒具の貸し出しに関し、以下の点に留意する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸し出しする、しないは、チームが判断する。 ・貸し出し前に洗濯する。ウイルスが綿布上で14日間、ビニール上で28日間残存することを意識する ・同じ防寒衣が複数の方に渡らないよう、十分に留意する |
|--|--|

チーム、審判員、および競技

| リモートマッチ（無観客試合） | 厳戒態勢時 |
|--|---|
| <p>1. スタジアムへの移動</p> <p>(1)マスクを着用する</p> <p>(2)往復の交通公共機関時にはラッシュ時や混んでいる車両を避ける</p> <p>(3)切符を買うために使う指を限定し、その際に使用した指で顔や目を触らない</p> <p>(4)電車・バス等において、常に他者と距離を取り、会話を控える</p> <p>(5)到着後、つり革・手すりなどを触った手を手洗い、消毒、うがいをする。</p> <p>(6)バス利用に関して、以下の点に留意する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動が長時間（2時間以上等）にわたる場合、複数台に分乗して、選手の距離を1.5m～2m空けることを検討する ・車内の換気に留意する。1時間に3回の換気が推奨される <p>(7)審判員の移動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審判員は各自到着し、試合終了後、各自退出する <p>2. 試合当日の体温測定</p> <p>(1)毎日の定時の体温測定は、変わらず実施する</p> <p>(2)スタジアム到着時にチーム全員の体温を測定する。 審判員はスタジアム到着時に体温を測定する</p> | <p>1. スタジアムへの移動</p> <p>(1)マスクを着用する</p> <p>(2)往復の交通公共機関時にはラッシュ時や混んでいる車両を避ける</p> <p>(3)切符を買うために使う指を限定し、その際に使用した指で顔や目を触らない</p> <p>(4)電車・バス等において、常に他者と距離を取り、会話を控える</p> <p>(5)到着後、つり革・手すりなどを触った手を手洗い、消毒、うがいをする。</p> <p>(6)バス利用に関して、以下の点に留意する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動が長時間（2時間以上等）にわたる場合、複数台に分乗して、選手の距離を1.5m～2m空けることを検討する ・車内の換気に留意する。1時間に3回の換気が推奨される <p>(7)審判員の移動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審判員は各自到着し、試合終了後、各自退出する <p>2. 試合当日の体温測定</p> <p>(1)毎日の定時の体温測定は、変わらず実施する</p> <p>(2)スタジアム到着時にチーム全員の体温を測定する。 審判員はスタジアム到着時に体温を測定する。</p> |

(3)37.5 度以上の者、また 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな者がいた場合、次のように処置する

- ・スタジアムに来場しない
- ・タクシー等で自宅またはホテルに送り出す
- ・チームの感染対策責任者に連絡する

感染対策責任者はマッチコミッショナーに報告する

・新型コロナウイルス感染症の疑い症状がある場合、チームドクターに相談のうえ、診療・検査等の適切な処置をおこなう

- ・疑い症状がない場合、適切に経過観察する

3. チームおよび審判員全員に求められること

(1)無理な来場は、勇気をもって見合わせる

- ・体調がよくない場合

(例：発熱、咳、のどの痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合)

- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または該当在住者との濃厚接触がある場合

(2)握手、抱擁などはおこなわない。ユニフォーム交換をしない

(3)社会的距離（できるだけ 2 m、最低 1 m）を確保する

(4)マスクを着用する（アップ中またはプレー中を除く）

特にベンチの中やハーフタイム中も不用意に外さない

(5)手洗い、手指消毒をこまめにおこなう

(6)グラウンドでの唾・痰吐き、うがい等

・唾、痰吐き、うがい等は飛沫が飛び感染の原因になる絶対にやめる

4. 更衣室（チームおよび審判）

(1)更衣室内でも社会的距離

（できるだけ 2 m、最低 1 m）を確保する

- ・空いている部屋があれば追加の更衣室として利用する（先発と控えて分ける等）

・追加の更衣室が難しい場合、時間をずらすなどの工夫をする

(2)更衣室の滞在時間をできるだけ減らす

（目安：各自 30～40 分）

(3)37.5 度以上の者、また 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな者がいた場合、次のように処置する

- ・スタジアムに来場しない
- ・タクシー等で自宅またはホテルに送り出す
- ・チームの感染対策責任者に連絡する。感染対策責任者はマッチコミッショナーに報告する

感染対策責任者はマッチコミッショナーに報告する

・新型コロナウイルス感染症の疑い症状がある場合、チームドクターに相談のうえ、診療・検査等の適切な処置をおこなう

- ・疑い症状がない場合、適切に経過観察する

3. チームおよび審判員全員に求められること

(1)無理な来場は、勇気をもって見合わせる

- ・体調がよくない場合

(例：発熱、咳、のどの痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合)

- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または該当在住者との濃厚接触がある場合

(2)握手、抱擁などはおこなわない。ユニフォーム交換をしない

(3)社会的距離（できるだけ 2 m、最低 1 m）を確保する

(4)マスクを着用する（アップ中またはプレー中を除く）。

特にベンチの中やハーフタイム中も不用意に外さない

(5)手洗い、手指消毒をこまめにおこなう

(6)グラウンドでの唾・痰吐き、うがい等

・唾、痰吐き、うがい等は飛沫が飛び感染の原因になる絶対にやめる

4. 更衣室（チームおよび審判）

(1)更衣室内でも社会的距離

（できるだけ 2 m、最低 1 m）を確保する

- ・空いている部屋があれば追加の更衣室として利用する（先発と控えて分ける等）

・追加の更衣室が難しい場合、時間をずらすなどの工夫をする

(2)更衣室の滞在時間をできるだけ減らす

（目安：各自 30～40 分）

- (3)更衣室内では、必ずマスクを着用する
- (4)タオル、飲水ボトル等を共用しない
- (5)シャワーは一つずつ間隔を空けて使用することを原則とする。人数が多いときは時間をずらして使用すること。人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保する
- (6)浴槽、サウナは使用しない

5. 選手の治療、マッサージ

- (1)トレーナーはマスク、手袋、手指消毒など標準予防策を取ったうえで対応
- (2)環境（使用する器具等）の消毒をおこなうこと
- (3)チームドクターが新型コロナウイルス感染を疑う徴候のない選手の外傷に関して診察をおこなう場合には、標準予防策（マスク・手袋の着用）をおこなう。
N95 マスクの着用は必要ではなく、サージカルマスクで十分である

6. 競技用具、備品の消毒

- (1)試合開始前に試合球、コーナースタック、ゴールポストを消毒する
- (2)試合球はハーフタイムにも消毒する

7. ボールパーソン、担架要員

- (1)ボールパーソン、担架要員はできるだけホームチーム職員が担当する
- (2)ボールパーソン、担架要員の人数をできるだけ少なくする
・試合実施要項の〔試合球〕の定めに関わらず、上記の目的のために8個以上の試合球を使用することは許容される

8. マッチ・コーディネーション・ミーティング

- (1)実施しない
- (2)感染予防のプロトコルは両チームの責任において遵守する
- (3)MCMで確認すべき点は事前にメール等で確認をする

9. 競技規則、試合実施要項等の適用

- (1)交代選手数を5人まで認めるFIFA特別ルールを適用する

- (3)更衣室内では、必ずマスクを着用する
- (4)タオル、飲水ボトル等を共用しない
- (5)シャワーは一つずつ間隔を空けて使用することを原則とする。人数が多いときは時間をずらして使用すること。人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保する
- (6)浴槽、サウナは使用しない

5. 選手の治療、マッサージ

- (1)トレーナーはマスク、手袋、手指消毒など標準予防策を取ったうえで対応
- (2)環境（使用する器具等）の消毒をおこなうこと
- (3)チームドクターが新型コロナウイルス感染を疑う徴候のない選手の外傷に関して診察をおこなう場合には、標準予防策（マスク・手袋の着用）をおこなう。
N95 マスクの着用は必要ではなく、サージカルマスクで十分である

6. 競技用具、備品の消毒

- (1)試合開始前に試合球、コーナースタック、ゴールポストを消毒する
- (2)試合球はハーフタイムにも消毒する

7. ボールパーソン、担架要員

- (1)ボールパーソン、担架要員の人数をできるだけ少なくする
・試合実施要項の〔試合球〕の定めに関わらず、上記の目的のために7個以上の試合球を使用することは許容される

8. マッチ・コーディネーション・ミーティング

- (1)実施しない
- (2)感染予防のプロトコルは両チームの責任において遵守する
- (3)MCMで確認すべき点は事前にメール等で確認をする

9. 競技規則、試合実施要項等の適用

- (1)交代選手数を5人まで認めるFIFA特別ルールを適用する

(2)原則として WBGT 値に関わらず飲水タイムを設ける。
ただし、両チームが飲水タイムを設けないことを合意した場合はその限りではない

・クーリングブレイクの設定は値を遵守し、設定すること

10. 試合開始前ウォームアップ

(1)室内練習場の使用

- ・選手、コーチングスタッフはマスクをしなくてよい
- ・換気に留意する

(2)ピッチ上のウォームアップ

- ・選手、コーチングスタッフはマスクをしなくてよい
- ・審判員はマスクをしなくてよい

11. 試合開始前の審判団による選手チェックおよび用具チェック

(1)各チームの更衣室前で副審が実施。副審はマスクを着用

12. 選手および審判団のピッチ入場～キックオフ

(1)入場前の混雑を防ぐため、両チームおよび審判団はそれぞれに入場する

(2)チーム旗、エスコートキッズはおこなわない

(3)握手セレモニー、ペナント交換、選手や審判員の表彰、来賓などによるキックオフセレモニー等はおこなわない

(4)チームの集合写真撮影は認められる。ただし社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を保つこと

(5)コイントスは主審および両チームキャプテンにより実施する。ただし社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を保つこととする

(6)ピッチ上で円陣を組むことはおこなわない

(2)原則として WBGT 値に関わらず飲水タイムを設ける。
ただし、両チームが飲水タイムを設けないことを合意した場合はその限りではない

・クーリングブレイクの設定は値を遵守し、設定すること

10. 試合開始前ウォームアップ

(1)室内練習場の使用

- ・選手、コーチングスタッフはマスクをしなくてよい
- ・換気に留意する

(2)ピッチ上のウォームアップ

- ・選手、コーチングスタッフはマスクをしなくてよい
- ・審判員はマスクをしなくてよい

11. 試合開始前の審判団による選手チェックおよび用具チェック

(1)各チームの更衣室前で副審が実施。副審はマスクを着用

12. 選手および審判団のピッチ入場～キックオフ

(1)両チーム選手および審判団は整列のうえ、一緒に入場する

(2)入場前は社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を保つよう十分配慮する

(3)チーム旗、エスコートキッズは、入場動線を選手と社会
入場動線を選手と別にする

こと密を避ける工夫をすること、およびピッチ上で選手と社会的距離を取れていれば実施することは容認される

(4)握手セレモニー、ペナント交換はおこなわない

(5)選手や審判員の表彰、来賓などによる
キックオフセレモニー等を実施する場合は、社会的距離
（できるだけ2m、最低1m）に十分配慮すること

(6)チームの集合写真撮影は認められる。ただし掛け声、肩を組むことは禁止とし、隣や前後の選手同士がぶつからないように注意する

(7)コイントスは主審および両チームキャプテンにより実施する。ただし社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を保つこととする

(8)ピッチ上で円陣を組むことはおこなわない

1 3. ピッチ周辺でのチームパートナー/スポンサーの露出

(1) 広告看板、バナー等は、通常の試合と同様に掲出される

(2) スタジアムへの来場者増がなく、また演出時に社会的距離（できるだけ 2 m、最低 1 m）を保つ

- ・選手がマッチデー・スポンサーのボードを持って写真撮影
- ・マンオブザマッチ表彰。選手自ら提供ボードを掲げる

1 4. チームベンチ

(1) 1 席空けて座る

(2) 入りきらない場合はベンチを増やして対応。または主審および両チームで事前に合意した場所で待機

(3) ベンチの選手およびチームスタッフは、マスクを着用する。ただし、テクニカルエリアで指示を送る際は、マスクを外してよい

(4) 不要な会話、接触は控える

(5) 指笛は禁止

(6)「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

（厚生労働省 2020 年 5 月 29 日）

※高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも 2 m 以上）が確保できる場合には、マスクをはずすようにしましょう

1 5. 試合中の飲水、暑熱対策

(1) 飲水ボトルの共用を避ける

・たとえ口が直接触れなくても唾液が飛ぶ可能性があり、感染の危険性はある

(2) 氷水でスポンジを入れて体を冷やすことは、体を冷やすだけであれば容認される。スポンジで顔を拭くことはおこなわない

(3) 選手が口を付けフタをしたボトル等をクーラーボックスに戻すことは絶対に避ける

1 3. ピッチ周辺でのチームパートナー/スポンサーの露出

(1) 広告看板、バナー等は、通常の試合と同様に掲出される

(2) 下記のような演出は容認される

・演出時に社会的距離（できるだけ 2 m、最低 1 m）を保つ

- ・選手がマッチデー・スポンサーのボードを持って写真撮影
- ・マンオブザマッチ表彰。選手自ら提供ボードを掲げる

・出場達成（例：200 試合出場）等のセレモニー時は、該当選手の家族の参加は妨げない

・スポンサー関係者が参加することは妨げない

1 4. チームベンチ

(1) 1 席空けて座る

(2) 入りきらない場合はベンチを増やして対応。または主審および両チームで事前に合意した場所で待機

(3) ベンチの選手およびチームスタッフは、マスクを着用する。ただし、テクニカルエリアで指示を送る際は、マスクを外してよい

(4) 不要な会話、接触は控える

(5) 指笛は禁止

(6)「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

（厚生労働省 2020 年 5 月 29 日）

※高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも 2 m 以上）が確保できる場合には、マスクをはずすようにしましょう

1 5. 試合中の飲水、暑熱対策

(1) 飲水ボトルの共用を避ける

・たとえ口が直接触れなくても唾液が飛ぶ可能性があり、感染の危険性はある

(2) 氷水でスポンジを入れて体を冷やすことは、体を冷やすだけであれば容認される。スポンジで顔を拭くことはおこなわない

(3) 選手が口を付けフタをしたボトル等をクーラーボックスに戻すことは絶対に避ける

16. ゴールを決めた後のパフォーマンス

社会的距離（できるだけ2 m、最低1 m）を保って実施する

17. ハーフタイム

- (1)選手、チームスタッフ、審判員等の引き上げ動線が混雑しないよう、予め確認する
- (2)グラウンドの補修は、通常と同様に実施される
- (3)試合球を消毒する

18. 試合終了時のセレモニー

- (1)両チームおよび審判団はピッチ中央に集まることはおこなわない
- (2)チームとして集まって自宅等で観戦しているファン・サポーターに挨拶をおこなう場合、社会的距離を確保すること。握手、ハイタッチ、抱擁はおこなわない
- (3)選手、チームスタッフ、審判員は各自で更衣室へ戻る

19. ドーピングコントロール

- (1)検査当日の徹底事項
 - ・検査員は手洗い又はアルコール等による手指消毒を徹底する
 - ・検査員は検査中マスク、フェイスシールド、ゴム手袋を常時着用する
 - ・検査員は可能な限りアスリートとの距離をとり対応する
 - ・換気することが可能な場所においては、換気を行う
 - ・検査にて使用する備品類のアルコール等による消毒を徹底する
- ※関係者は、上記の他、別途の詳細ガイドラインを参照のこと

参考：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
(JADA) の公式 WEB サイト

[「ドーピング検査における新型コロナウイルス対策について」](#)

16. ゴールを決めた後のパフォーマンス

社会的距離（できるだけ2 m、最低1 m）を保って実施する

17. ハーフタイム

- (1)選手、チームスタッフ、審判員等の引き上げ動線が混雑しないよう、予め確認する
- (2)グラウンドの補修は、通常と同様に実施される
- (3)試合球を消毒する

18. 試合終了時のセレモニー

- (1)両チームおよび審判団はピッチ中央に集まる。ただし社会的距離（できるだけ2 m、最低1 m）を保つよう十分配慮する
- (2)チームとして集まってファン・サポーターに挨拶をする等をおこなう場合、社会的距離を確保すること。握手、ハイタッチ、抱擁はおこなわない

19. ドーピングコントロール

- (1)検査当日の徹底事項
 - ・検査員は手洗い又はアルコール等による手指消毒を徹底する
 - ・検査員は検査中マスク、フェイスシールド、ゴム手袋を常時着用する
 - ・検査員は可能な限りアスリートとの距離をとり対応する
 - ・換気することが可能な場所においては、換気を行う
 - ・検査にて使用する備品類のアルコール等による消毒を徹底する
- ※関係者は、上記の他、別途の詳細ガイドラインを参照のこと

参考：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
(JADA) の公式 WEB サイト

[「ドーピング検査における新型コロナウイルス対策について」](#)

| リモートマッチ（無観客試合） | 厳戒態勢時 |
|---|---|
| <p>1. ファン・サポーターへの事前のご案内</p> <p>(1)リモートマッチ（無観客試合）は新型コロナウイルスに対する社会全体の警戒度合いを、段階的に解除していく過程で採用される試合方式です</p> <p>(2)この段階では、無観客であればリーグの試合を安全に開催できることを、社会に向けて実証することが重要です</p> <p>(3)リモートマッチ（無観客試合）の際、ファン・サポーターの皆様が三つの密を作ってしまう恐れがないことを示していただくことで、速やかに次のステップに進むことが出来ます</p> <p>(4)上記の観点よりリモートマッチ（無観客試合）においてはファン・サポーターの皆様が自主的に作成された応援幕のスタジアム内外への掲出は禁止とさせていただきます</p> <p>(5)どうぞご協力をお願いいたします</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタジアムまたはその周辺に来場しない ・できるだけ家にとどまり、中継等を通じて応援してください ・友人等と一緒に観戦する場合も、対面にならず会話を減らし、マスクをして、社会的距離を確保する <p>(6)上記 (4) (5) が遵守されない場合、試合延期措置を検討することも考えられます</p> <p>(7)リモートマッチ（無観客試合）では、パブリックビューイングは禁止される</p> | <p>1. ファン・サポーターへの事前のご案内</p> <p>(1)無理な来場は、勇気をもって見合わせてください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体調がよくない場合 （例：発熱、咳、のどの痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または該当在住者との濃厚接触がある場合 <p>(2)入場ゲートで体温測定し、37.5 度以上の発熱や、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合はご入場できませんので、あらかじめご了承ください</p> <p>(3)スタジアムではマスクを着用してください。熱中症対策でマスクを外す場合は、屋外で人と十分な距離（少なくとも 2 m 以上）を確保し、咳エチケットに十分配慮ください</p> <p>(4)スタジアムでのマスク配布はございません。各自ご準備ください</p> <p>(5)スタジアムでは社会的距離（できるだけ 2 m、最低 1 m）を確保するようにしてください （入退場時、トイレの列など）</p> <p>(6)手洗い、手指消毒をこまめにおこなうようにしてください</p> <p>(7)観戦時は座席から移動することを禁止とします （間隔を空けずに隣に座る、スタンド前方へ移動して選手に声をかける等）</p> <p>(8)スタジアムの外でも社会的距離（できるだけ 2 m、最低 1 m）を確保することはもとより、大声での発声、歌唱や声援、密集等の感染リスクのある行動を回避してください</p> <p>2. 応援スタイルについて</p> <p>厚生労働省の HP では、新型コロナウイルスの感染経路について下記のように説明されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛沫感染 ・接触感染 |

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ファン・サポーターの皆様には引き続き、上記につながる行為、もしくはそのリスクがある行為をお控えいただけますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

(1)容認される行為は以下の通りです

容認理由：飛沫感染、接触感染、密を作る恐れがないため

・応援幕の掲出

※掲出の際、密にならないよう十分配慮してください

・拍手・手拍子

・タオルマフラー・ゲートフラッグなどを掲げる

・太鼓、応援ハリセン等、自席で叩ける鳴り物の使用は、主管チームが使用可否を判断する。

・ただし、メガホンの使用は除く。また、スタジアム備品をたたく行為は厳に慎む

なお適用にあたっては、

・ホームとビジターは同条件で適用する

・使用場所など、適用の詳細は主管チームの試合運営ルールに従う

(2)禁止される行為は以下の通りです

・声を出す応援

(禁止理由：飛沫感染につながるため)

例：指笛・チャント・ブーイング

例：トラメガ・メガホン・トランペットなど道具・楽器を使うことも当面不可

・人と接触する応援

(禁止理由：接触感染につながるため)

例：ハイタッチ・肩組みなど

・「密」を作る応援

(禁止理由：飛沫感染・接触感染のリスクが高くなるため)

例：お客様がいる席でのビッグフラッグ

※ただし、お客様がいない席に掲出する場合は容認される

・大旗を含むフラッグを振る

(禁止理由：接触するリスクがあるため、フラッグが飛沫等で汚染され飛散するリスクがあるため)

・タオルマフラーを振る、もしくは回す

(禁止理由：接触するリスクがあり、タオルが飛沫等で汚染され飛散するリスクがあるため)

試合会場の設置、撤去

| リモートマッチ（無観客試合） | 厳戒態勢時 |
|--|---|
| <p>1. 参加者全員に求められること</p> <p>(1)無理な来場は、勇気をもって見合わせる ・体調がよくない場合（例：発熱、咳、咽頭痛などの症状がある場合） ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・過去 14 日以内に政府から入場制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合</p> <p>(2)握手、抱擁などはおこなわない</p> <p>(3)社会的距離（できるだけ 2 m、最低 1 m）を確保する</p> <p>(4)マスクを着用する</p> <p>(5)手洗い、手指消毒をこまめにおこなう</p> <p>(6)「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント （厚生労働省 2020 年 5 月 29 日） ※高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも 2 m 以上）が確保できる場合には、マスクをはずすようにしましょう。</p> <p>2. 感染対策責任者</p> <p>(1)担当者は感染防止の観点から試合会場の設営・撤去作業が適切におこなわれているかをチェックする</p> <p>3. 試合日以外に設営作業をおこなう場合</p> <p>(1)作業開始前に体温を測定し、37.5 度以上の発熱、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は参加できない</p> <p>(2)予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する ・感染者が出た場合、直ちに連絡が取れるよう、連絡先を把握しておく</p> <p>(4)作業に参加される方の「確認書」の運用を検討する</p> | <p>1. 参加者全員に求められること</p> <p>(1)無理な来場は、勇気をもって見合わせる ・体調がよくない場合（例：発熱、咳、発熱、咳、のどの痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・過去 14 日以内に政府から入場制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合</p> <p>(2)握手、抱擁などはおこなわない</p> <p>(3)社会的距離（できるだけ 2 m、最低 1 m）を確保する</p> <p>(4)マスクを着用する</p> <p>(5)手洗い、手指消毒をこまめにおこなう</p> <p>(6)「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント （厚生労働省 2020 年 5 月 29 日） ※高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも 2 m 以上）が確保できる場合には、マスクをはずすようにしましょう。</p> <p>2. 感染対策責任者</p> <p>(1)担当者は感染防止の観点から試合会場の設営・撤去作業が適切におこなわれているかをチェックする</p> <p>3. 試合日以外に設営作業をおこなう場合</p> <p>(1)作業開始前に体温を測定し、37.5 度以上の発熱、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は参加できない</p> <p>(2)予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する ・感染者が出た場合、直ちに連絡が取れるよう、連絡先を把握しておく</p> <p>(4)作業に参加される方の「確認書」の運用を検討する</p> |

・直近2週間前の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面でおこなってもよい

(5)全員が利用可能な場所に、手指消毒液を設置する

4. 撤収作業

(1)予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場・退場時刻を管理する

・感染者が出た場合、直ちに連絡が取れるよう、連絡先を把握しておく

・直近2週間前の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面でおこなってもよい

(5)全員が利用可能な場所に、手指消毒液を設置する

4. 撤収作業

(1)予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場・退場時刻を管理する

・感染者が出た場合、直ちに連絡が取れるよう、連絡先を把握しておく

14. 日本女子サッカーリーグ 試合開催時の感染症予防対策について（お願い）

新型コロナウイルスをはじめとする感染予防および拡散防止を目的に、ご来場いただく皆様が、安心安全にご観戦いただけるよう、下記の対策を行います。

ファン・サポーターの皆さまにはこれまでの観戦方法からの変更等でご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

【必ずお読みください】

1. 無理な来場は、勇気をもって見合わせてください

咳、発熱、のどの痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合、また気分が優れない場合は観戦の自粛をお願いいたします。

また、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合や過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または該当在住者との濃厚接触がある場合も観戦の自粛をお願いいたします。

2. 入場ゲートで体温を測定

スタジアム設置のサーモグラフィー等で体温 37.5 度以上の発熱や、37.5 度未満でも症状がある場合、また平熱よりも高いことが明らかな場合はご入場をお断りいたします。その際の、チケット代金およびそれにかかる手数料、ならびに会場までの交通費等の返金には応じかねます。また、自粛により会場へ来場されない場合も同様です。あらかじめご了承ください。

3. 感染予防のためマスクのご持参および着用

試合会場でのマスクの配布はございません。各自準備いただき、入場ゲートを通過する際は着用いただきますようよろしくお願いいたします。

また、熱中症対策でやむを得ずマスクを外す場合は、屋外で人と十分な距離（少なくとも 2 m 以上）の確保し、また咳エチケットに十分配慮ください。

4. スタジアムの中・外は社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保

試合会場では、内外問わず、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保してください。

5. 手洗い、手指消毒をこまめに実施

ご入場後は近くのトイレにて手洗い、手指消毒の徹底をお願いいたします。

6. 「咳エチケット」の実施

咳・くしゃみをする際は、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる「咳エチケット」の実施をお願いいたします。

7. ファン・サポーターの皆さま

ご来場の前には必ず各試合ホームチームのホームページをご確認のうえ、ご来場ください。またご来場いただいた際は、ホームチームの試合運営ルールに従って観戦をお願いいたします。

・ビジター席の設置を行わない試合については、これまで通り、アウェイチームのユニフォーム、グッズを着用しての観戦はできません。

8. 観戦時は座席から移動することを禁止とします

観戦時は、購入された座席ゾーン（立見席・芝生席等含む）から他のゾーンへ移動することはできません。

また、同ゾーンであっても、間隔を空けずに隣に座る、スタンド前方へ移動して選手に声をかける等の行為はご遠慮ください。ご購入のゾーンで社会的距離（できるだけ2 m、最低1 m）を保ってお座りください。

9. 大声での発声、歌唱や声援、密集等の感染リスクのある行動はおやめください

10. 応援スタイルについて

(1) 容認される行為

- 横断幕掲出 ※掲出の際、密にならないよう十分配慮してください
- 拍手・手拍子
- タオルマフラー・ゲートフラッグなどを掲げる

(2) 禁止される行為

- 応援を扇動する
- 歌を歌うなど声を出しての応援、指笛
- タオルマフラー、大旗含むフラッグなどを"振る"もしくは"回す"
- トラムガを含むメガホンの使用
- ハイタッチ、肩組み
- バス待ち
- ビッグフラッグ（※ただし、お客様がいない席に掲出する場合は容認される）

※ 太鼓、応援ハリセン等、自席で叩ける鳴り物の使用は、ホームチームが使用可否を判断します。

ただし、メガホンの使用は不可です。また、スタジアム備品を叩く行為も禁止いたします。

11. 試合終了後 退場方法について

退場時の混雑を緩和するため、座席ごとの時間差による退場をお願いする場合がございます。

その際は、スタッフの案内に従ってご退場ください。

12. チケット保管および着席エリア把握のお願い

観戦した座席エリア・ゾーンを後日確認する場合があります。

一定期間のチケット保管及び着席されたエリア・ゾーンの認識へのご協力をお願いします。

13.接触確認アプリ（COCOA）のご案内

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう、新型コロナウイルス感染症対策テックチームと連携して、新型コロナウイルス接触確認ソフト（COCOA※）を開発しました。

利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

なお、携帯電話の使用を控える場面では、接触確認ソフト（COCOA）を機能させるため、「電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすること」を推奨します。

【感染予防、拡散防止策】

1. スタッフはマスクを着用いたします。
2. 選手が参加する各会員向けイベントおよび他イベントも中止または制限を設けさせていただきます。
※試合後の選手によるファンサービスも含まれます
3. 飲食スタッフ、販売スタッフなど接客を行うスタッフは手袋を着用し適宜、消毒を徹底いたします。
4. スタジアム内の各トイレには消毒液、トイレ内の各洗面台には液体石鹸を設置いたします。
5. 上記内容に関してご来場者様に向けて場内放送やスタッフからのアナウンスを行います。

上記運用を変更する場合、また、追加で会場運営に関してご案内する場合は、あらためてリーグおよびチーム公式Webサイトにてお知らせします。

なお上記、感染症予防対策を遵守いただけない場合、入場をお断りするまたは退場いただく場合がございます。予めご了承ください。

ご来場の皆様、心よりお待ちしております。

また感染防止策へのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上

●改定内容●

| | | |
|-------------|---------|---|
| 2020年6月2日 | :ガイドライン | No.1 ~ 11 初稿 |
| 2020年7月14日 | :ガイドライン | No.12 ~ 13 追加 |
| 2020年9月1日 | :ガイドライン | No.12 制限付きの試合開催について【制限の考え方】 9月以降も現行の運用を継続 No.12 制限付きの試合開催について【チーム、審判員、および競技】 19. ドーピングコントロールに関するガイドラインを追加 |
| 2020年10月1日 | :ガイドライン | No.4 選手および家族も含めたチーム関係者にPCR検査の結果、陽性反応が出た場合の対応 ⑤公表について 追記 No.7. ファン、サポーター、観客の皆様への対応 (2) 観戦に対する感染防止策 アプリやシステムへ登録のお願い 追記 No.10 公式戦の中断・延期について 9/11 付け 政府からの通達内容に更新 No.12 制限付きの試合開催について【チーム、審判員、および競技】 3. チームおよび審判員全員に求められること マスク着用の徹底を明記 14. チームベンチ 飛沫・接触リスクの高い指笛は禁止 No.12 制限付きの試合開催について【ファン・サポーター】 2. 応援スタイルについて 応援スタイルを容認される行為と禁止行為を整理 |
| 2020年10月20日 | :ガイドライン | No.10. 公式戦の中断・延期について 追記 No.11. 観客の入場を前提とした試合開催について 11月末日までの催物の開催制限等について(2020年9月11日) (1) イベント開催制限の緩和の目安 追記 (2) 入場人数の制限の考え方 追記 (3) 上限拡大の前提となる感染防止策 追記 No.12. 制限付きの試合開催について ・ 10/31(土)からビジター席の設置も可とする項目 追記 ファン・サポーター 厳戒態勢時 2. 応援スタイルについて 太鼓の使用について 追記 11. アウェイチーム ファン・サポーターの皆さま ビジター席の設置および太鼓等の使用について 追記 |
| 2021年3月10日 | :ガイドライン | No.2. 感染を予防する 情報追記 『新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識』 |

| |
|---|
| 『寒冷な場面における新型コロナウイルス感染予防のポイント』 |
| No.12. 制限付きの試合開催について |
| 開催制限について 2021/3/27～の情報に更新 |
| No.13. 日本女子サッカーリーグ 試合開催時の感染予防対策について (お願い) 期限付きの開催の情報更新に伴い、更新 |